

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品</p> <p>一 アクリノール。ただし、外用剤を除く。</p> <p>二 アシタザノラスト</p> <p>三 アスピリン</p> <p>四 〓百二十 (略)</p> <p>百二十一 スルフィソミジン</p> <p>百二十二 セトリジン</p> <p>百二十三 セトリミド</p> <p>百二十四 〓百八十二</p> <p>百八十三 フィロキノ</p> <p>百八十四 フェキソフェナジン</p> <p>百八十五 フェニラミン</p> <p>百八十六 〓二百六十二 (略)</p>	<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品</p> <p>一 アクリノール。ただし、外用剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>二 アスピリン</p> <p>三 〓百十九 (略)</p> <p>百二十 スルフィソミジン</p> <p>(新設)</p> <p>百二十一 セトリミド</p> <p>百二十二 〓百八十 (略)</p> <p>百八十一 フィロキノ</p> <p>(新設)</p> <p>百八十二 フェニラミン</p> <p>百八十三 〓二百五十九 (略)</p>